

連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する  
明細書

連 結 業 度	・	・	法人名	
連 結 年 度	・	・		

連 結 法 人 名	区 分	・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・			
		試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの		
		①	②	①	②		
加 入 等 及 び 離 脱 等 以 外 の 連 結 法 人	発 生 額 又 は 繰 越 額	1	円	円	円	円	
	当 期 控 除 額	2					
	翌 期 繰 越 額	3					
	発 生 額 又 は 繰 越 額	4					
	当 期 控 除 額	5					
	翌 期 繰 越 額	6					
	発 生 額 又 は 繰 越 額	7					
	当 期 控 除 額	8					
	翌 期 繰 越 額	9					
	発 生 額 又 は 繰 越 額	10					
	当 期 控 除 額	11					
	翌 期 繰 越 額	12					
	発 生 額 又 は 繰 越 額	13					
	当 期 控 除 額	14					
	翌 期 繰 越 額	15					
	発 生 額 又 は 繰 越 額	16					
	当 期 控 除 額	17					
	翌 期 繰 越 額	18					
	発 生 額 又 は 繰 越 額	19					
	当 期 控 除 額	20					
	翌 期 繰 越 額	21					
	小 計	発 生 額 又 は 繰 越 額	22				
		当 期 控 除 額	23				
		翌 期 繰 越 額	24				
加 入 等 を し た 連 結 法 人	事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	25	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	
	発 生 額 又 は 繰 越 額	26	円	円	円	円	
	当 期 控 除 額	27					
	翌 期 繰 越 額	28					
	事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	29	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	
	発 生 額 又 は 繰 越 額	30	円	円	円	円	
	当 期 控 除 額	31					
	翌 期 繰 越 額	32					
	小 計	発 生 額 又 は 繰 越 額	33				
		当 期 控 除 額	34				
		翌 期 繰 越 額	35				
	合 計	発 生 額 又 は 繰 越 額 (22)+(33)	36		④	⑤	⑥
当 期 控 除 額 (23)+(34)		37					
翌 期 繰 越 額 (24)+(35)		38					
(36)の累積額		39	③	③+④	③+④+⑤	③+④+⑤+⑥	

離脱等をした連結法人の連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細

連 結 法 人 名	区 分	・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		
		試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	
	発 生 額 又 は 繰 越 額	40	円	円	円	円
	発 生 額 又 は 繰 越 額	41				
合 計	発 生 額 又 は 繰 越 額	42				

別表六の二(三)付表三 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

## 別表六の二（三） 付表三の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成25年改正前の措置法第68条の9の2第2

項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の9第3項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。